

マンション仕入税額控除否認の学術的・理論的検証

平成30年12月17日に、三木義一青山学院大学学長と朝長英樹税理士が我が国の消費税の仕入税額控除の問題点等について、対談を行いました（T&Aマスター誌771号・773号掲載）。その対談の内容は、以下のとおりです。

我が国の消費税には、「取引税」か「期間税」かが不明確という問題点が創設時から存在

朝長 最近、居住用マンションを販売目的で取得した場合の課税仕入れの用途区分を巡る課税が相次いでいます。

課税を受けたことを公表した事業者は数社しかありませんが、この2、3年だけでも、全国で数十社が課税を受けたものと思われます。

私を知る限りでは、現在、2社が訴訟中となっています。

三木 私もかつて、類似の事案に弁護士として関与したことがあります。

ただ、私の事案は販売用ではなく、賃貸用でしたが、購入時の納税者の利用目的が重要なのか、それとも客観的利用可能性が仕入税額控除の判断基準なのか、などが争点でした。

そのときの印象としては、消費税法の基本的な仕組みが取引税なのか、つまり取引時に判断すべきものなのか、それとも期間税なのか、つまり事業年度終了時点で判断することになるのか、この点が混在しているような気がしました。

朝長 ご指摘のとおりだと思います。

そこは、我が国の消費税の大きな問題点だと思います。

本来は、「消費税」というものは消費者の消費に課税をする税ですから物品税のように個々の取引に課税をする「取引税」でなければならないと考えられるわけですが、我が国の消費税は、法人税等のように一定の期間の取引をまとめて捉えて課税の仕方等を決めてから課税をする「期間税」という性格を色濃く持ったものとなっています。

このように、我が国の消費税が「取引税」よりも「期間税」という性格を色濃く持ったものとなったのは、法人税の改正を担当してこられた方々が制度の企画立案と条文案の作成の中心となられたことが大きく影響しているように思われます。

このような我が国の現在の消費税の状態は、法人税に従事してきた人達にとっては馴染みやすいという利点がありますが、一方で、消費税の本来のあり方

として適当かどうかという疑問が出てきたり消費税の中の制度同士の不整合という問題が出てきたりすることにならざるを得ないという欠点がある、ということなのではないでしょうか。

三木 なるほど、そういう事情で消費税法がより複雑なものになっているのですね。

他方で、我々、法学者が、消費税法の基本的仕組みの解明を怠ってきていた、という点も反省しなければいけないようですね。

消費税の仕組みには、売上税の仕組みを引き継いだものが非常に多い

朝長 消費税法は昭和63年に創設されたわけですが、消費税の仕組みには、その前年の昭和62年に国会に提出されて廃案となった売上税法案にあった仕組みを引き継いだものが非常に多く存在します。

このため、消費税法の条文を深く理解するためには、消費税法の条文を眺めているだけでは十分でなく、売上税法案の条文の確認や検証なども必要となってくる、というものがあります。

仕入税額控除に関して見てみると、売上税法案には、次のような条文がありました。

(仕入に係る売上税額の控除等)

第34条 税額票発行事業者が、課税仕入れを行つた場合又は保税地域から課税貨物を引き取つた場合において、当該課税仕入れの相手方又は当該保税地域の所在地を所轄する税関長から税額票若しくは簡易税額票又は引取りに係る税額票の交付を受けたときは、当該課税仕入れを行つた日又は当該課税貨物を引き取つた日の属する課税期間における課税資産の譲渡等に係る売上税額の合計額から、当該課税期間において行つた課税仕入れに係る税額票に記載された売上税額及び簡易税額票に記載された税込価額を基礎として算出した売上税額並びに当該課税期間において引き取つた課税貨物に係る引取りに係る税額票に記載された売上税額（以下「課税仕入れ等の税額」という。）のうち、課税資産の譲渡等を行うために要する課税仕入れ及び課税貨物に係る部分の売上税額として次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額（以下「仕入に係る売上税額」という。）を控除する。

- 一 当該課税期間において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この項において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲

渡等に共通して要するものに政令で定めるところによりその区分が明らかにされている場合 当該課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額に、当該課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額のうち、課税資産の譲渡等を行うために要する課税仕入れ及び課税貨物に係る部分の課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を加算する方法

〔以下、省略〕

この売上税法案の34条を消費税法30条と比べてみると、条文見出しに関しては、前者において「売上税額」となっている部分が後者においては「消費税額」となっており、前者においては「等」という用語が存在するものの後者においてはそれが存在しない、という違いがあるのみです。

そして、売上税法案の34条1項1号の下線を付した部分と消費税法30条2項1号においてその下線を付した部分に対応する部分とを比べてみると、前者において「項」となっている部分が「号」となっており、前者においては「政令で定めるところにより」という文言が存在するものの後者においてはそれが存在しない、という違いがあるのみです。

つまり、売上税法案の34条を消費税法30条と比べてみると、① 仕入税額控除の仕組みは、売上税法案の時に殆ど出来上がっている、ということ、② 消費税法30条2項1号においては、「政令で定めるところにより」という文言が無くなっていることから、消費税法における仕入税額控除の用途区分の判定は、売上税法案における仕入税額控除の用途区分の判定よりも、なお一層、割切りを以って行うことにするという判断がなされている、ということが分かります。

もっとも、この「仕入税額控除の仕組み」ということに関しては、売上税の前に議論が行われていた一般消費税の頃から既に基本的な仕組みが出来ていた、と捉えることもできます。

税制調査会の昭和52年10月の「今後の税制のあり方についての答申」においては、「2 考えられる一般消費税の基本的な仕組み」という部分に「(6) 累積課税の排除の問題」と題して、次のような記述が存在します。

「他の事業者からの仕入れ等について控除措置を設けることにより累積課税を排除すべきかどうかの問題については、納税者の事務負担に配慮する必要があるが、産業経済への中立性の確保等の観点からできればこうした仕組みをとり入れることが望ましいとする意見が多かった。いずれにして

も、この問題は税率水準の高低と関連する面が大きいので、税率の問題と併せて今後なお検討した上で、我が国の経済取引の実情に即応した姿を決定するべきである。」（20頁）

この記述からうかがわれるように、既に、一般消費税の議論が行われている頃から、① 累積課税を排除するために仕入税額控除が必要であること、② 仕入税額控除は税率が高くなると必須であるが税率が低い場合は実情に応じて判断するべきであること等の記述がなされていました。

三木 なるほど。仕入税額控除はインボイスを前提としていた売上税法案の仕組みを踏襲したものであり、しかも、用途区分については一種の割り切りがなされている、ということですね。

消費税が付加価値税として機能するためには、仕入税額を適切に控除して、税の累積が生じないようにすることが最大のポイントで、税率が低ければ考慮しなくてすむ問題ではないですね。

朝長 そうですね。当時の記録を見ると、当時は「税率が低いんだから、細かいことを言わなくても、いいじゃない」という雰囲気があったように感じられます。

売上税法案が昭和62年4月に廃案になったことが幸いしたと考えてよいと思いますが、消費税法案が国会で可決成立する昭和63年に大蔵省主税局の局長となられた尾崎護氏により、その仕組みの問題点等がかなり率直に語られています。尾崎護氏は、当時の大蔵省が発刊するファイナンス（昭和62年9月号～11月号）に掲載された「売上税独り語り（上）（中）（下）」において、次のように述べています。

「売上税は仕入税額控除という方式を採用していました。これは西欧諸国等で行われている付加価値税でも採用されている方式で、多段階課税でありながら課税が重複しないようにする仕組みです。」（（上）49頁）

「非課税取引というけれども、本当の意味での非課税になっていないという批判がありました。」（（中）61頁）

「非課税業者は制度の枠外におかれるという意味でやや最終消費者に似た面をもつこととなります。」（同前）

「輸出還付を別とすれば、主要国でゼロ税率が認められているのはイギリスだけです。」（同前）

「ゼロ税率を認めると課税ベースが狭くなり、その結果税収の落ち込みが大きくなりますから、一定の税収を確保するためには税率を高くしなければなりません。」（（中）62頁）

「結局のところ多段階課税のもとで納税義務者である事業者が実質的な税負担を負わないためには非課税取引より課税取引の方がよいのではないかという疑問が出てきます。」（同前）

「社会政策的にみれば当然真先に非課税となって不思議でない食料品のようなものが軽減税率で課税されている例が諸外国で意外に多いのはこのためではないかと思われまます」（同前）

このような売上税法案における仕入税額控除の仕組み等に関する指摘は、消費税における仕入税額控除の仕組み等にも、そのまま当てはまります。

仕入税額控除は消費税＝付加価値税の根幹をなす制度

三木 仕入税額控除は消費税＝付加価値税の本質的な要素です。

欧州司法裁判所でも前段階税額を控除する権利は付加価値税の根幹をなす制度として重視し、インボイスの記載の不備などの形式的要件で安易に否認しないようにしています（最近のものとしては、西山由美「インボイスの機能と必須記載事項」ZEIKEN197号54頁以下参照）。

朝長 外国の制度は、良く分からなかったのですが、やはり、そうなのですね。やはり、消費税においては、仕入税額控除を的確に分析することが非常に重要となる、ということですね。

簡単なケース毎の処理例を作ってきましたので、これでご説明させていただきます。

表①のケースは、消費税が存在しない場合の取引の状態を示しています。

① 消費税が存在しないケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者
売上	60	80	100	
仕入	40	60	80	100
利益	20	20	20	

表②のケースは、消費税が多段階課税方式で課され、その消費税を販売価格に転嫁でき、支払った消費税も、全額を控除できる、というケースです。

② A社から消費者までの間の各段階の取引に消費税が課されていていずれもそれを販売価格に転嫁でき控除もできるというケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	60	80	100		
消費税(受取)	4.8	6.4	8		
仕入	40(不課税)	60	80	108	
消費税(支払)	—	4.8	6.4		
利益	20	20	20		
納税額	4.8	1.6	1.6		

この表②のケースでは、仕入税額控除により、「課税の累積」の排除が完全に行われています。

多段階課税方式を採用する場合には、このような状態とするために、仕入税額控除という制度が導入されることとなるわけです。

三木 ご指摘の通りですね。

仕入税額控除の制限により、理論的に説明できない“超消費税”が発生

朝長 表③のケースは、多段階で消費税が課されるものの、その消費税をいずれの事業者も販売価格に転嫁できない、というケースです。

③ A社から消費者までの間の各段階の取引に消費税が課されていていずれもそれを販売価格に転嫁できない(消費税の控除はできる)というケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	55.6	74.1	92.6		
消費税(受取)	4.4	5.9	7.4		
仕入	40(不課税)	55.6	74.1	100	
消費税(支払)	—	4.4	5.9		
利益	15.6	18.5	18.5		
納税額	4.4	1.5	1.5		
利益の減少	-4.4	-1.5	-1.5		-7.4
販売価格下降による税負担減	-0.4	-0.1	-0.1		
増減税額合計	-0.4	-0.1	-0.1		-0.6

このケースにおいては、消費者の購入価格が消費税込みで100となるため、表②のケースと比べると、税率は同じですが、税額が0.6だけ少なくなって7.4となってしまいます。

そして、その税額の7.4は、事業者が負担することとならざるを得ないため、事業者の利益は、合計で7.4だけ減少することとなります。

表④のケースは、多段階で消費税が課され、その消費税をいずれの事業者も販売価格に転嫁できるものの、いずれの事業者も支払った消費税を控除することができない、というケースです。

④ A社から消費者までの間の各段階の取引に消費税が課されていていずれもそれを控除できない（消費税の販売価格への転嫁はできる）というケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	60	84.8	111.6		
消費税(受取)	4.8	6.8	8.9		
仕入	40(不課税)	60	84.8	120.5	
消費税(支払)	—	4.8	6.8		
利益	20	20	20		
納税額	4.8	6.8	8.9		20.5 (20.5%)
控除不可による税負担増	—	+4.8	+6.8		
販売価格上昇による税負担増	—	+0.4	+0.9		
仕入価格上昇による税負担減	—	—	-0.4		
増減税額合計	—	+5.2	+7.3		+12.5
“税が税を生む”	—	(+0.4)	+0.9		+0.9
“超消費税”	—	[+4.8]	[+6.8]		+11.6

このように、支払った消費税を控除することができないということになると、消費税の合計額は、20.5にも及ぶものとなってしまいます。

このケースにおける消費税の増減の内容を分析すると、表の下欄にあるとおりとなります。

従来、課税が累積する状態は“税が税を生む”という状態と言われてきましたが、そのように言い得る部分は、A社とB社における税の増加額が消費者へ

の商品の販売価格を上昇させた11.6(4.8+6.8)に税率を乗じた0.9(11.6×8%)に止まります。

B社の“税が税を生む”欄が括弧書きとなっているのは、B社は、支払った消費税4.8を控除することができないため、0.4(4.8×8%)だけ“税が税を生む”という状態となるものの、支払った消費税4.8を販売価格に転嫁できるため、結局、その0.4の負担は、C社に転嫁されて、C社の“税が税を生む”0.9の中に含まれることとなるためです。

このケースの表の下欄を見ると分かるとおり、課税が累積する最も大きな原因は、事業者が支払った税を控除することができないためです。

このケースにおいても、本来、商品の価格は100でしかなく、消費税も8%でしかないわけですから、消費者が支払った20.5から8を控除した残りの12.5は、「消費税」とは言い得ないものです。その12.5のうち、“税が税を生む”0.9に関しては、商品の販売価格の8%部分となっていますので、見方によっては、「消費税」と見ることもできますが、それを超える11.6に関しては、どのような見方をしたとしても、「消費税」とは言い得ません。

8%を超える税は、「消費税」ではない、ということです。

このため、この11.6を“超消費税”と命名しています。

この11.6は、増加税額12.5から“税が税を生む”0.9を控除した残額ですが、B社とC社において支払った消費税額を控除することができないことによって消費税額が増加した4.8と6.8の合計額と同額となりますので、B社が4.8、C社が6.8の“超消費税”を納めている、と見ることができます。つまり、この“超消費税”は、各取引段階の事業者の仕入税額控除を制限することによって摩擦的に発生する税で、“事業者に課税する累積税”とも捉えることができるわけです。

このように、多段階課税における「課税の累積」を正確に分析すれば、“税が税を生む”という部分と仕入税額控除を行い得ないことによって税が増える“超消費税”という部分から成っていることが分かります。

この“超消費税”という部分は、事業者に課されることになるわけですが、我が国の消費税を「付加価値税」と見たとしても、課税の妥当性を理論的に説明できるものではありません。仕入税額控除を制限することによって税を負担させるということと、付加価値に税を課すということとは、全く違う話です。

消費者に税を負担させる消費税を課すということであれば、事業者においては、支払った消費税の全額について仕入税額控除を認めることとする必要があります。そうでなければ、「消費税」とも「付加価値税」とも言い得ない税を事業者に課すこととなってしまいます。

要するに、我が国の消費税においては、この“超消費税”という部分こそが最優先で排除すべき部分である、ということです。

表⑤のケースは、取引の中間の事業者が非課税となるもので、従来から、仕入税額控除という仕組みがあっても課税が累積して問題があるという指摘がなされてきたケースです。

⑤ 仕入税額控除という仕組みがあっても税が累積して問題があるという指摘がなされてきたケース（B社が非課税となるケース）

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	60	84.8	104.8	113.2	13.2 (13.2%)
消費税(受取)	4.8	—	8.4		
仕入	40(不課税)	60	84.8		
消費税(支払)	—	4.8	—		
利益	20	20	20		
納税額	4.8	—	8.4		
控除不可による税負担増	—	+4.8	—		
販売価格上昇による税負担増	—	+0.4	+0.4		
非課税による税負担減	—	-6.8	—		
非課税による税負担増	—	—	+6.4		
増減税額合計	—	-1.6	+6.8		+5.2
“税が税を生む”	—	(+0.4)	+0.4		+0.4
“超消費税”	—	[+4.8]	—		+4.8

このケースにおける消費税の増減の内容を分析すると、表の下欄にあるとおりとなります。

このように、取引の中間の事業者が非課税となるケースが、従来、“税が税を生む”と説明されてきたわけですが、表の下欄から分かるとおり、支払った消費税を控除することができないことによって生ずる“超消費税”の額の方がそのまま税の増加額となりますので、“税が税を生む”という額よりも多くなります。

表②のケースといずれの事業者も仕入税額控除ができない表④のケース及びB社が仕入税額控除ができない表⑤のケースとを比べてみると分かるとおり、我が国の消費税は、事業者において、支払った消費税の控除を制限することで、8%を超える“超消費税”を課する仕組みとなってしまうわけですが。

三木 非課税業者が間に入った場合の累積問題は従来から指摘されてきたとおりです。

実は消費税導入時に私も当時の西ドイツの議論を詳細に検討したことがあります（三木「中小企業特例・前段階税額控除をめぐる基本問題－西ドイツ売上税法における議論を素材として」『現代税法と人権』勁草書房1992年、246頁以下）。

非課税取引に仕入税額控除を認めないのは、そうすることによって、非課税への政治的圧力を弱めたのかもしれませんが、そのため不合理な累積問題が生じており、これを付加価値税としての本質との関係でどう理解すべきかについては当時から様々な議論がありました。

先生の今回のご指摘は、そのような消費税法上問題視されてきたやむを得ない累積問題以外に、日本では仕入税額控除を過度に制限しているために「超消費税」という現象が生じているのではないかと、というご指摘ですね。実に面白いですね。

“超消費税”が発生しているため、実質的な税負担は既にEU諸国に近い水準になっている可能性

朝長 財務省は、「所得・消費・資産課税等の税収構成比の国際比較（国税＋地方税）」題して、平成27年度（2015年）の実績に基づいた税収構成の国際比較を公表しています。

そこでは、消費課税の税収の割合は、我が国が34.6%、スウェーデンが36.7%、フランスが39.0%、イギリスが41.1%、ドイツが45.3%となっています。

これに対して、消費税（付加価値税を含みます。）の税率がどうなっているのかというと、財務省が公表している「付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較」（2018年1月現在）では、我が国が8%、ドイツが19%、フランスが20%、イギリスが20%、スウェーデンが25%となっています。

このように、我が国の消費税の税率は、4か国の税率の半分以下となっているにもかかわらず、税収の構成比は、4か国とあまり変わらない水準となっているわけですが。

我が国をスウェーデンと比較すると、税率は3分の1以下ですが、税収の構成比は殆ど変わりません。スウェーデンは、法人税率が22%と低い一方で高所得者に対する所得課税の税率が高いなど、我が国とは異なる状況にありますので、正確なことは言えませんが、それにしても、消費課税におけるこのような現象は、不思議な現象と言わざるを得ません。

何故、このような不思議な現象が生ずるのかというと、私は、その原因の一つは、間違いなく“超消費税”にある、と考えています。我が国においては、事業者が控除をすることができない消費税の額が相当な金額になっているはず

です。つまり、我が国は、表向きは消費税の税率は8%で諸外国よりも税率がかなり低いということになってはいるわけですが、事業者の仕入税額控除を制限することによって、“超消費税”を生じさせているため、実際には、事業者と消費者に対して既にEU諸国の水準に近い税負担を負わせている状態となっている可能性がある、と考えられるわけです。

これは、見方を変えると、我が国においては、物価が“超消費税”によって底上げされている、ということでもあります。

三木 一般に我が国の消費税税収が高いのは単一税率のおかげだと理解されてきたように思うのですが、先生のご指摘では、そうではなく、不当に仕入税額の控除を制限していることによる累積が生じている、ということですね。

付加価値税を採用している国、たとえばドイツでは、購入当初使用目的が不明確なものも仕入税額は控除して、私的使用や非課税使用であることが判明した時点で控除を否認しているようです。

ただ、先生が問題にされているようなケース、つまり購入時の事業目的が明確で、実際にも事業目的で販売し、ただ途中の過程で一部非課税売上が混入しているものについては、すぐに我が国のように課税売上割合で配分するのではなく、その使用時間などの他の経済的な帰属の基準で配分することを優先しています(ドイツ売上税法15条4項)。

朝長 消費税と付加価値税という違いがありますので、我が国と全く同一に考えることはできないと思いますが、同じような性格を有する仕入税額控除に関して、まずは控除する、ということですね！

三木 このような発想の場合、副次的なものは考慮する必要がないという先生の発想になじみやすいと思います。

もちろん、我が国の条文でも「共通して要する」といえる程度の要件が求められていますから、副次的なものは「共通して要する」という概念になじまないという主張も可能かと思います。

本件の課税は、税理論の観点からしても、適当ではない

朝長 表⑥のケースは、本件のような課税の対象となっている事業者に近い状態を示したものです。

- ⑥ 消費者の購入が非課税とされ、C社は、消費税（支払）について、控除ができない（還付を受けることができない）が、販売価格への転嫁はできる、というケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	60	80	106.4		
消費税(受取)	4.8	6.4	—		
仕入	40(不課税)	60	80	106.4	
消費税(支払)	—	4.8	6.4		
利益	20	20	20		
納税額	4.8	1.6	—		6.4 (6.4%)
控除不可による税負担増	—	—	+6.4		
非課税による税負担減	—	—	-8		
増減税額合計	—	—	-1.6		-1.6
“超消費税”	—	—	[+6.4]		+6.4

マンションの販売事業者は、B社ということになります。

C社は、支払った消費税6.4を控除することができませんので、消費者への販売価格にその消費税6.4を転嫁することになります。

消費者は、その転嫁された6.4を購入価格の上昇という形で負担することになります。

このケースでは、消費者を消費税の制度の枠外に置いてC社を「消費者」の立場に置いたに等しい状態となります。

そして、A社とB社には、消費者に消費税が課される場合と何ら変わらない課税が行われることになります。

このケースは、一見すると、消費税の税率が6.4%に下がっているため、事業者と消費者は得をしているように誤解されかねませんが、消費者は、全く消費税を支払っていませんので、国に消費税が入ること自体がおかしいわけです。また、消費者に対し、商品の購入を非課税としながら、A社やB社が支払

う消費税相当額を負担させることも、明らかにおかしい、と言わざるを得ません。消費者に課税をしないということであれば、消費者は100を支払うだけの状態にしないといけないわけです。

何故、このようなおかしいことが起こるのかというと、C社が支払った消費税6.4を控除（還付）しないからです。C社が支払った消費税6.4が控除（還付）されるということになれば、C社は販売価格を100とすることができますし、消費税の合計額も0（4.8+1.6-6.4）となります。

つまり、この表⑥のケースも、C社において支払った消費税6.4を控除（還付）しないことで、“超消費税”6.4を生じさせており、問題があるケースである、ということです。

このような問題を是正して正しい状態としたものが表⑦のケースです。

表⑥のケースの状態は、本来は、表⑦のケースの状態に改める必要がある、ということです。

⑦ 消費者の購入が非課税とされ、C社は、消費税（支払）について、控除ができる（還付を受けることができる）、というケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	60	80	100		
消費税(受取)	4.8	6.4	-		
仕入	40(不課税)	60	80	100	
消費税(支払)	-	4.8	6.4		
利益	20	20	20		
納税額	4.8	1.6	-6.4		0
控除不可による税負担増	-	-	-		
非課税による税負担減	-	-	-8		
増減税額合計	-	-	-8		-8
“超消費税”	-	-	二		0

しかしながら、本件の課税を行うということになると、表⑦のケースとは反対の方向に向かうこととなります。

表⑧のケースは、消費者の商品の購入が非課税で、B社が支払った消費税の90%とC社が支払った消費税の全額が控除できないというもので、その控除できない部分については、販売価格に転嫁できる、というケースです。

- ⑧ 消費者の購入が非課税とされ、B社は、消費税（支払）の90%について、控除ができないが、販売価格への転嫁はでき、C社は、消費税（支払）について、控除ができない（還付を受けることができない）が、販売価格への転嫁はできる、というケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	60	<u>84.3</u>	<u>111</u>		
消費税(受取)	4.8	<u>6.7</u>	—		
仕入	40(不課税)	60	<u>84.3</u>	<u>111</u>	
消費税(支払)	—	4.8	<u>6.7</u>		
利益	20	20	20		
納税額	4.8	<u>6.2</u>	—		<u>11</u> (11%)
控除不可による税負担増	—	<u>+4.3</u>	<u>+6.7</u>		
販売価格上昇による税負担増	—	<u>+0.3</u>	—		
非課税による税負担減	—	—	—8		
仕入価格上昇による税負担減	—	—	<u>—0.3</u>		
増減税額合計	—	<u>+4.6</u>	—1.6		<u>+3</u>
“税が税を生む”	—	<u>(+0.3)</u>	<u>+0.9</u>		<u>+0.9</u>
“超消費税”	—	<u>[+4.3]</u>	<u>[+6.7]</u>		<u>+11</u>

このケースにおいては、下欄のとおり、“税が税を生む”という額と“超消費税”の額とが発生することとなり、B社が大きな税負担を負うこととなります。

表⑨のケースは、表⑧のケースとは異なり、B社が支払った消費税の90%を控除できずC社への販売価格に転嫁することもできない、というケースです。

- ⑨ 消費者の購入が非課税とされ、B社は、消費税（支払）の90%について、控除ができず、販売価格への転嫁もできず、C社は、消費税（支払）について、控除ができない（還付を受けることができない）が、販売価格への転嫁はできる、というケース

	A社 (B社の仕入先)	B社 (販売業者)	C社 (B社の販売先)	消費者	合計額
売上	60	80	106.4		
消費税(受取)	4.8	6.4	—		
仕入	40(不課税)	60	80	106.4	
消費税(支払)	—	4.8	6.4		
利益	20	<u>15.7</u>	20		
納税額	4.8	<u>5.9</u>	—		<u>10.7</u> (10.7%)
利益の減少	—	<u>-4.3</u>	—		<u>-4.3</u>
控除不可による税負担増	—	<u>+4.3</u>	+6.4		
非課税による税負担減	—	—	-8		
増減税額合計	—	<u>+4.3</u>	-1.6		<u>+2.7</u>
“超消費税”	—	<u>[+4.3]</u>	[+6.4]		<u>+10.7</u>

このケースにおいては、表⑧のケースと比べて、B社において増加する消費税の額自体は少なくなりますが、B社は支払った消費税の90%をC社への販売価格に転嫁することができませんので、その分だけ利益が減少することとなります。

マンションの販売を行なう事業者で、本件の課税を受けるものは、表⑥のケースのような状態から、表⑧のケースと表⑨のケースの間のいずれかの状態となる、と考えることができます。

表⑥のケースも、消費者に課税をしないとしながら、実際には、“超消費税”を「消費税」と称して課税を行っており、問題がある状態となっているわけですが、本件の課税を行うということになると、どのような見方をしたとしても「消費税」とは言い得ない“超消費税”が多く生ずる表⑧のケースや表⑨のケースのようになり、消費税のあるべき姿から更に離れた悪い状態となってしまいうわけです。

表⑦のケースと表⑧のケース及び表⑨のケースとを比べてみると、本件の課税が消費税のあるべき姿に反する方向に向かうものであるということが一目瞭然で分かります。

要するに、本件の課税は、税理論の観点からしても、適当ではない、ということ です。

本件の課税が過去の正しい法解釈を歪めて課税を行うものであるということは、既に他の論考等で詳しく述べてきましたので、今回は、触れないこととしますが、本件の課税が我が国の消費税の構造的な問題に基因するものであって税理論の観点からしても適当ではないと評価されるものであることは、正しく理解しておく必要があります。

複数税率の導入は正しいのか？

朝長 我が国の消費税は税率が低すぎるという意見がありますが、このような意見には、賛成できません。

確かに、EU諸国と比べると、表面税率が相対的に低いことは事実ですが、既に述べたとおり、我が国の消費税には“超消費税”が含まれているため、実質的な消費税の税負担は8%よりも高くなっています。

このため、我が国において実質的な消費税の税負担がどれくらいの水準であるのかということ を明らかにしない限り、本当に我が国の消費税の税率は低いのか、税率が低いとすればどのくらい低いのかというようなことは、分かりません。

また、消費税を複数税率にするのは適当でないという意見もありますが、消費税は、相対的に見れば、担税力に反する税という性格が強いため、税の理論からすると、複数税率とするのが適当である、ということになるのではないかという気がします。

この点は、三木先生は、どのようにお考えですか？

三木 この点は、私は同意できない点です。

我が国の消費税の唯一の優れた点は単一税率だった点です。

複数税率にすると、その適用を求めて業界が与党に殺到し、票で税を買う、という不適切な状態が生まれます。

朝長 複数税率の適否は、“票で税を買う”という問題が生ずるといようなことまで考慮して判断しなければならない、ということですね。

三木 今回、我が国もそのことを見事に証明してしまいました。

我が国の消費税は、税率よりもストラクチャーに大きな課題がある

朝長 我が国の消費税に関しては、従来から、税率の問題に焦点が当たってきました。

しかし、我が国の消費税は、税率よりもストラクチャーに大きな課題があります。

本来、消費税というものは、事業者が消費者から預かった税を納めるというだけのものであって、多段階で課税するというのであれば、各段階で事業者が預かった税から支払った税を全て控除して残った税を国に納付すれば、それで済むものです。本来は、消費税は、複数税率であったとしても、預かったものと支払ったものの差額を納付したり還付を受けたりすれば済むものですから、所得の金額を計算して課税をする所得税や法人税よりも、遥かに簡単な仕組みにできるわけで、所得税や法人税の申告納税を行っている者であれば、消費税の申告納税は容易に行い得る、という状態になっていなければなりません。

しかし、現実にも目を向けてみると、税理士が申告等を誤るというケースでは、消費税の申告等を誤るものが最も多いようです。消費税の申告を誤ってしまい、損害賠償を求められて自殺をした税理士まで居ると聞きます。

何故、そのようなおかしなことになってしまうのかというと、その主因は、我が国の消費税が支払った消費税の控除を制限するというおかしな仕組みになっていることにある、と考えられます。支払った消費税の全額を控除することとすれば、制度を大幅に簡素化することが可能となり、間違いも大きく減少するはずですが。

自販機スキームなどに対しても、「怪しからん！」などと言う人が居ますが、「怪しからん！」と言うとすれば、本当は、支払った消費税の控除（還付）を認めず、消費者が消費税を支払っていないにもかかわらず事業者から“超消費税”を徴収しようとする方に言うべきです。

三木 仕入税額を控除することが消費税の本来の性格なので、できるだけその原理に立ち戻って、事業者が行う取引については、仕入税額控除を行い、消費者に税の累積を起こさないようにすることが税務行政においても重要だ、ということですね。

税務行政はともすれば、課税できる点があれば課税しようという目先だけの発想で行動してしまっていますが、もっと大事な原理を自覚すべきだ、ということですね。

消費税創設時には、「最終的」や「副次的」などという用語を用いて仕入税額控除の用途区分の条文解釈を整理

朝長 尾崎護氏の上記の論考の中には、本件の課税の適否を考える上で、参考となる次のような記述も見受けられます。

「確かに制度の簡素化という観点から考えてみれば、預金利子のような付随的な非課税売上げがあったとしても、総体の売上げに較べれば僅かな額にとどまるにすぎない場合には、それを無視して仕入税額の全額控除を認めることとするような配慮が必要であろうかと思えます。」（(中) 64頁）

これは、後に、消費税における課税売上割合が95%以上の事業者の仕入税額の全額控除の仕組みに繋がる見解ということになるわけですが、ここで、「付随的」という用語を用いて「預金利子のような付随的な非課税売上げ」と述べている点に注目する必要があります。

消費税法30条2項1号の「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」と「その他の資産の譲渡等にのみ要するもの」の解釈に関しては、本件の課税における国側の主張を別にすれば、「最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等である」（国税庁『消費税一問一答集』平成元年2月、448頁）という解釈や「副次的」（国税庁『消費税一問一答』平成10年3月、775頁）に発生する非課税売上げは用途区分の判定には用いないという解釈が示されており、消費税法30条2項1号の解釈を示した『昭和63年 改正税法のすべて』、『消費税一問一答集』や『消費税一問一答』などの中には、「付随的」という用語を用いて説明を行ったものは、見当たりません。

一方、売上税法案に関しては、当時の解説等をもても、「最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等である」という解釈や「副次的」という用語を用いた解釈は見当たりません。

これが何を意味するのかというと、消費税を創設するに当たっては、仕入税額控除に関し、売上税法案の34条1項1号にあった「政令で定めるところにより」という用途区分の判定の政令委任の文言を削る一方で、「最終的」という用語や「コスト」という用語を用いることによって、「最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等である」というように踏み込んだ解釈を示したり、「副次的」という用語を用いることによって、用途区分の判定に用いない対価がどのようなものかということが具体的に分かるようにしたりして、実務に対応できるように整理をした、ということの意味するものと考えられます。

この「副次的」という用語は、「付随的」という用語と非常に近いわけですが、付き随うというものでないものも含む概念ですから、「付随的」という用語よりも、その指す範囲がやや広い、と解することができます。

先ほど、本件の課税が税理論の観点からしても適当ではないと評価されることを具体的に述べさせて頂きましたが、本件の課税は、仕入税額控除制度の創設時の状況を確認してみても、適当ではない、と評価されることになるわけです。

三木 業者が事業目的で仕入れ、事業として販売した場合には、その過程で付随的な非課税収入等があったとしても、消費税の本質からすれば仕入税額控除を行い、消費者に税の累積効果を及ぼさないようにすることこそが重要だということ、税務行政も自覚していた、ということですね。

さいたま地裁判決が、証拠資料として提出されていない国税庁の『消費税一問一答集』の記述に酷似する判示を行ったことに疑問

朝長 平成25年6月26日のさいたま地裁判決の事件においては、原告（納税者側）は、賃貸料収入について、「付随的」という用語を用いて「付随的取引」は用途区分の判定に用いることとはならないという主張を行っています。

この事件に関しては、事実関係にやや弱い部分があることは否めませんが、この消費税法30条2項1号の解釈に関する原告（納税者側）の主張自体は的確であった、と評価してよいものです。

しかし、判決では、この原告（納税者側）の主張は採用されていません。

判決では、消費税法30条2項1号の「課税資産の譲渡等」にのみ要するものの解釈について、被告（国側）の主張を採用し、次のように述べています。

「法30条の規定に照らすと、仕入れた資産が、仕入日の属する課税期間中に譲渡されるとは限らないため、控除額の算定においては、仕入れと売上げの対応関係を切断し、当該資産の譲渡が実際に課税資産譲渡に該当したか否かを考慮することなく、仕入れた時点において、課税仕入れに当たるか否かを判断するものとしたと解される。

このような制度趣旨にかんがみると、上記用途区分は、課税仕入れを行った日の状況等に基づき、当該課税仕入れをした事業者が有する目的、意図等諸般の事情を勘案し、事業者において行う将来の多様な取引のうちどのような取引に要するものであるのかを客観的に判断すべきものと解するのが相当である。

イ「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」とは、課税資産の譲渡等を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいう。すなわち、直接、間接を問わず、ま

た、実際に使用する時期を問わず、その対価の額が最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等だけをいうと解される。」（第3、2（1）ア・イ）

この裁判においては、平成7年と9年に、国税当局がマンションの取得に伴って発生する課税仕入れは販売までの間に賃貸料収入があったとしても「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」に該当するという解釈を示した事実がある、ということが明らかにされないまま、判断が下された、ということに大きな問題があり、また、その判示には、「客観的」という用語を「外形的」という意味で用いているところなどに大きな問題があると考えられるわけですが、これらの点は、既に他の論考等で述べてきたところですから、今回は、措くこととし、「イ」の判示の部分を中心に話をしたいと思います。

判決文の「被告の主張」のところには、被告（国側）が上記の引用にあるような主張をしたという事実は、全く書かれていません。

しかし、実際には、被告（国側）は、上記の引用にある解釈と同じ内容の解釈を準備書面において主張しています。

つまり、この判決文は、裁判官が自力で上記の解釈をしたように見える作り方になってはいますが、実際には、裁判官の上記の解釈は被告（国側）が主張する解釈をそのまま採用した状態となっており、判決文からはそのような状態となっていることが分からないようになっている、ということです。

このような作り方となっている判決文は、国側が勝訴した裁判に多く見受けられます。

しかし、さいたま地裁の判決文には、良く見ると、このような作り方に納まりきれないところがあることが分かります。

被告（国側）が平成25年1月10日に提出した「準備書面（4）」には、次のような記述があります。

「「課税資産の譲渡等にのみ要する」課税仕入れとは、「直接、間接を問わず、また、実際に使用する時期の前後を問わず、その対価の額が最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等だけをい」い（乙第25号証。和氣光著「消費税仕入税額控除制度の改正とその実務」104ページ）」（7頁）

この「乙第25号証」として提出されている書籍の104頁には、次のような記述がなされています。

「課税資産の譲渡等にのみ要するものとは、課税資産の譲渡等を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいいます。すなわち、直接、間接を問わず、また、実際に使用する時期の前後を問わず、原則としてその対価の額が最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等のことです。」（和氣光『消費税「仕入税額控除制度」の改正とその実務』税務研究会出版局、平成23年11月25日、104頁）

ところで、国税庁が平成元年2月に「部内限」として発行した『消費税一問一答集』には、次のような記述が存在します。

「課税資産の譲渡等にのみ要するものとは、課税資産の譲渡等を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいう。すなわち、直接、間接を問わず、また、実際に使用する時期の前後を問わず、その対価の額が最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等である。」（448頁）

上記の判決文の「イ」の部分について、被告（国側）の「準備書面（4）」の記述、「乙第25号証」の記述、そして、国税庁の『消費税一問一答集』の記述と比べてみると、この「イ」の部分は、被告（国側）の「準備書面（4）」の記述や「乙第25号証」の記述から採ったものではなく、国税庁の『消費税一問一答集』の記述から採ったものであり、最後の「である」という語尾を被告（国側）の「準備書面（4）」の記述の誤った引用に合わせて「だけをいう」と修正しただけである、と殆どの人が判断するのではないのでしょうか。

しかし、この裁判においては、証拠資料として提出されているのは「乙第25号証」であって、国税庁の『消費税一問一答集』は提出されていないことになっています。

裁判では、「乙第25号証」しか提出されていないにもかかわらず、何故、被告（国側）と裁判官は「原則として」という文言を削った解釈を主張したりそのような判示を行ったりしたのか、また、何故、裁判官は国税庁の『消費税一問一答集』の記述に酷似する判示を行い得たのか、という疑問が湧いてこざるを得ません。

このさいたま地裁の裁判には、良く見ると、その他にもいくつかの不自然で疑問のある現象が見受けられます。

いずれにしても、勝ち負けの結論は別にして、判断の内容に関しては、納税者が司法を信頼することが重要であると実感するようなものにしてもらいたい、と感ずる次第です。

三木 税務訴訟では、国の主張がそのまま判決文に使われていることがよくありますね。

ですから、弁護側も、こちらの主張を判決文に使いやすいようにテキストデータ化して渡して、これをそのまま使ってね、と言ってみる価値はありますな。

消費税法30条2項1号の解釈に「原則」と「例外」を設けるなら、証拠の明示と理由の説明が必要

朝長 上記の「乙第25号証」の内容自体に関しても、疑問があります。

この著者は、昭和63年12月の消費税の導入時に国税庁の職員であった方なのですが、消費税の導入から23年経った平成23年11月になって、消費税法30条2項1号の「課税資産の譲渡等」のみに要するもの」の解釈を「原則」と例外があるというものに変更して説明をしたのは、どのような理由によるものなのでしょうか。

原則と例外があるということであれば、「最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等」であったとしても、「課税資産の譲渡等」のみに要するもの」となるとは限らない、ということになります。

改めて言うまでもないことですが、法制度を解釈するに当たっては、原則と例外があるのか否かということは、非常に重要となります。

制度創設時の解釈を変更するのであれば、その根拠として具体的な証拠を示した上で、変更する理由を明確に説明する必要がある、と考えます。

三木 課税庁が昔はそう考えていたかもしれないが、法的には今の解釈の方が正しいなら、その正しい方に基づいて判断するのが当然だ、という反論は予想されますね。ですから、結局は、どちらの解釈が正しいのか、ということでしょうね。

名古屋地裁判決で示された解釈も被告（国側）の主張を丸写し

朝長 平成26年10月23日の名古屋地裁判決の消費税法30条2項1号の

「課税資産の譲渡等」のみに要するもの」の解釈も、被告（国側）が主張する解釈を丸写ししたものとなっています。

被告（国側）は、答弁書の「第7 被告の主張」の「1 課税仕入れの区分の判断基準」という部分で、消費税法30条2項1号の「課税資産の譲渡等」のみに要するもの」の解釈に関して、大きく紙面を割いて自らの主張を述べています。

しかし、被告（国側）のこの部分の主張は、判決文の「被告の主張」のところには書かれていません。

つまり、被告（国側）のこの部分の主張は、「被告の主張」には書かず、その殆どがそのまま判決文の「第3 当裁判所の判断」のところに裁判官の解釈として書いているわけです。

被告（国側）のこの部分の主張の中で、判決文の「第3 当裁判所の判断」のところに書かれていないのは、次の部分ですが、特に下線を付した部分を書かなかったことには大きな問題がある、と考えています。

「その課税仕入れの区分の判断については、上記のような制度趣旨にかんがみれば、同号の文言等に即して、当該課税仕入れが行われた日の状況、すなわち、課税仕入れに該当する資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日の状況に基づき、当該課税仕入れをした事業者が有する目的、意図等諸般の事情を勘案し、その取引が事業者において行う将来の多様な取引のうちどのような取引に要するものであるのかを客観的に判断すべきである（東京地方裁判所平成24年9月7日判決〔乙第1号証〕及びさいたま地方裁判所平成25年6月26日判決〔乙第22号証〕参照）」

この部分を判決文の「第3 当裁判所の判断」のところに書かなかったことで、どうなるのかというと、①「当該課税仕入れをした事業者が有する目的、意図等諸般の事情を勘案し」という部分が無くなることで、消費税法30条2項1号の「課税資産の譲渡等によりのみ要するもの」に該当するのか否かという判断において、「事業者が有する目的、意図等諸般の事情」を勘案する必要がなくなっただけで外形的に判断することで済む状態となり、②「（東京地方裁判所平成24年9月7日判決〔乙第1号証〕及びさいたま地方裁判所平成25年6月26日判決〔乙第22号証〕参照）」という部分が無くなることで、「第3 当裁判所の判断」における解釈が、なお一層、名古屋地裁の裁判官の自力の解釈であるかのように見えてくる状態となることとなります。

要するに、名古屋地裁の判決は、さいたま地裁の判決よりも、なお一層、疑問のある判決となっている、と言っても決して過言ではないわけです。

三木 取引時の客観的状況だけで判断できる、ということですからね。

名古屋地裁判決は「課税の累積」の意味を誤って理解している

朝長 名古屋地裁判決は、「第3 当裁判所の判断」のところで、被告（国側）が答弁書の「第7 被告の主張」の「1 課税仕入れの区分の判断基準」で述べた主張を殆どそのまま丸写しして、次のように判示しています。

「課税仕入れに係る消費税額を控除する趣旨が上記のとおり課税の累積を排除することにあることからすると、上記規定は、課税仕入れに対応する売上げに係る取引がその他の資産の譲渡等に当たるものであるときには課税の累積が生じないため当該課税仕入れに係る消費税額を控除の対象とする必然性はない」

この判示は、明らかに「課税の累積を排除する」ということの意味を取り違えています。

単段階課税方式を採る場合には、「課税の累積」が起こることはありませんので、仕入税額を控除する必要はありませんが、多段階課税方式を採る場合には、各段階で支払った税を控除しなければ、「課税の累積」が起こることになります。

「課税の累積を排除する」ということは、多段階課税方式を採った場合にも税の総額が増えないようにする、ということの意味しているわけです。

このため、特定の事業者の状態だけを見て、「課税の累積を排除する」ということになっているのか否かということ判断することはできない、ということになります。

C社が消費者に商品を販売する段階だけしか課税が行われない（単段階課税）とすると、表⑥のケースでは、その商品の販売が非課税とされているわけですから、消費税は0ということになります。

しかし、多段階課税であれば、A社とB社は消費税の納税が必要となり、表⑦のケースのようにC社で控除（還付）が行われない限り、「消費税」が発生することになります。消費者への商品の販売が非課税であるにもかかわらず、多段階課税において、仕入税額控除の制限を行えば、税が生じてしまうわけです。

表⑧のケースと表⑨のケースを見ても、消費者への商品の販売が非課税であるにもかかわらず、多段階課税の下で、仕入税額控除の制限を行えば、「課税の累積」が起こる、ということが分かります。

多段階課税の下で、いずれかの段階において、支払った税の控除を制限すれば、必ず、消費者が支払った消費税の額を超える税が新たに発生することとなり、その制限をする段階が増えれば増えるほど、新たな税が累積していくこととなります。

要するに、「課税仕入れに対応する売上げに係る取引がその他の資産の譲渡等に当たるものであるときには課税の累積が生じないため当該課税仕入れに係る消費税額を控除の対象とする必然性はない」という判示は、「課税の累積」の意味を誤って理解したものであることが明らかであり、当然、その誤った理解に基づいて下された判断も、誤っている、ということです。

税務訴訟を歪めている理由

三木 課税庁もかつては違った解釈・運用をしていたことを裁判官が知れば、今の課税庁の解釈運用をそのまま安易に利用することに少しは慎重になりますね。

朝長 本件の課税については、是非、慎重に判断してもらいたいところです。

三木 裁判官も初めて税務事件に関わるというケースが多いでしょうし、税法務の基礎についての研修を十分に受けてはいませんから、不安なのです。不安だと権威ある方の主張に従います。

それが、税務訴訟を歪めているかもしれませんね。

朝長 なるほど。そういう事情があるわけですね。

他にもいろいろとお話をお伺いしたいことがたくさんあるのですが、終了時間になってしまったようです。

(終)